

中城村吉の浦保育所 ICT 化推進事業公募型プロポーザル実施要領

1、目的

本要領は、中城村吉の浦保育所におけるICT化推進のための「保育支援システム構築業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2、事業概要

(1) 業務名

中城村吉の浦保育所保育支援システム構築業務

(2) 委託上限額

総額 954,360円（消費税及び地方消費税を含む）

※システム構築費、ネットワーク機器の設置・導入費、システム使用料（月額使用料）を含む。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙「中城村公立保育所ICT化推進事業仕様書」のとおり

(5) 履行場所

中城村吉の浦保育所（中城村字当間847-1）

3、参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に本社又は支社、営業所等を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び中城村暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 保育支援システム構築業務又はそれと同様の業務委託を、国や地方自治体等から受注した実績があること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するために必要な専門的知識及び業務経験を有する者を従事させることができる者であること。

- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

4、スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

項目	期間
書類配布及び受付開始	令和4年1月12日(水)
質疑受付期間	令和4年1月12日(水)～令和4年1月14日(金)
質疑回答	令和4年1月18日(火)
参加申込期限	令和4年1月20日(木)午後5時
提案書等提出期限	令和4年1月25日(火)午後5時
プレゼンテーション	令和4年1月31日(月)予定
選定結果通知	令和4年2月上旬
契約	結果通知後、速やかに

5、配布資料

配布資料は次の資料とし、中城村ホームページにて掲載する。

- (1) 中城村吉の浦保育所保育支援システム構築業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 中城村公立保育所ICT化推進事業仕様書
- (3) 各種様式

6、質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、全てメールにて提出すること。本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和4年1月14日(金)まで
- (2) 提出方法 こども課宛 電子メール(様式は任意)により提出すること。

E-mail : kodomo@vill.nakagusuku.lg.jp

- (3) 質問に対する回答

令和4年1月18日(火)までにホームページにて通知及び質問者へメールにて通知

7、応募方法

(1) 参加申込み

参加を希望する場合は、下記を提出すること。

提出書類		様式等	提出部数
1	参加申込書	様式第1号	1部
2	宣誓書	様式第2号	1部
3	導入実績書	様式第3号	1部
4	登記事項証明書	3か月以内に発行されたもの(写)	1部
5	納税証明書	国税及び地方税(県税及び市町村税)の未納のない証明書	1部
6	企画提案書	任意様式	5部
7	価格提案書	様式第4号	5部
8	業務実施体制	任意様式	5部

① 申込期間

・令和4年1月12日(水)～令和4年1月20日(木) 必着

※上記表の1・2・3・4

② 企画提案書提出期間

・令和4年1月12日(水)～令和4年1月25日(火) 必着

※上記表の5・6・7・8

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 提出場所 中城村役場こども課(中城村字当間585番地1)

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

8、審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を「評価基準及び配点」に基づき、第1次審査を行う。

審査の結果、上位3者を第2次審査の対象者とする。対象者には、結果及びプレゼンテーション実施についてFAX及び書面で通知する。第2次審査の対象とならなかった者に対しては、結果をFAX及び書面で通知する。

ただし、プロポーザルの提案者が3者に満たない場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を提出書類の審査及びプレゼンテーション等により実施する。

また、提案者が1者のみであった場合においても一定水準以上の評価を得た者は、候補者とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、審査委員による質疑を行うものとする。

- ・プレゼンテーションの形態は任意とする。
- ・1事業者あたり、説明20分以内、質疑15分程度とする。
- ・1事業者につき、最大2名までの入室を認めます。また、受託後に業務責任者となる者は、原則として、プレゼンテーションに同席することとする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。
- ・会場及びプレゼンテーション機材（プロジェクター、スクリーン）は本村で用意するが、パソコンは各自で準備すること。会場への搬入・設定・撤収の時間は10分以内とすること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・会場への入室は、選定委員会、選定委員会が入室を許可した者、事業者以外は認められない。
- ・事業者は、定められた時間以外に会場への入室は禁止する。

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、リモートで実施する場合がある。

評価基準	内容	配点
導入実績	○導入実績、十分な運用実績があるか。	15点
セキュリティ	○情報漏洩対策、データ保護に関して適切な体制がとられているか。	20点
システム機能	○安定した稼働が確保されているか。 ○本村が求める機能が備わっているか。	20点
システム操作性	○シンプルな設計で誰でも使用できるシステムであるか。 ○スムーズに運用できるか。	20点
サポート	○適切なサポート提供されているか。	15点
費用	○初期導入費用、システムの賃貸借費用	10点

9、審査結果の通知（通知日については予定）

第2次審査の結果については、受託候補者を決定した後、令和4年2月4日（金）に第2次審査を受けた事業者に対して文書にて通知する。

10、受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

11、提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合

12、注意事項

- (1) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

13、その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は本村にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。
- (4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

14、問い合わせ先

〒901-2493

中城村役場こども課 保育・こども園係（担当：花城）

TEL：098-895-2134 FAX：098-895-3048

Email：kodomom@vill.nakagusuku.lg.jp

受付時間平日の9時から12時、13時から17時まで（土日祝日を除く）